

第10節 総合的な学習の時間

第1 本資料の活用について

1 作成の基本的な考え方

- (1) 中学校学習指導要領、埼玉県中学校教育課程編成要領、同指導・評価資料、「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料の趣旨を踏まえる。
- (2) 中学校学習指導要領における総合的な学習の時間の目標は、以下のとおりである。

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

総合的な学習の時間は、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすること、また、探究的な学習や協働的な学習とすることが求められる。

目標前文に、「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力」とあるが、これは、総合的な学習の時間における資質・能力が、探究課題を解決するためのものであり、それを通して、自己の生き方を考えることにつながるものでなければならないことを明示している。探究的な学習の過程を一層重視するとともに、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするのが重要である。

2 指導計画作成の留意事項

編成要領（編P174）で示された「指導計画作成に当たって留意すべき事項」の5つの視点との関連についても本資料で示していく。

- (1) 「特別な配慮を必要とするなど課題を抱えた児童への指導」の視点
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点
- (3) 「教科等横断的」な視点
- (4) 「社会に開かれた教育課程」の視点
- (5) 「道徳教育の充実」の視点

なお、「指導計画作成に当たっての留意すべき事項」の(6)～(8)との関連については、本資料では示していないため、学習指導要領解説その他資料を参照すること。

- (6) 全体計画及び年間指導計画の作成に係る留意事項
- (7) 目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動
- (8) 各学校における総合的な学習の時間の名称

3 活用に当たっての配慮事項

- 本資料で取り上げた実践事例は、課題に対応するための一例である。本資料を参考にし、各学校の実態に応じて、指導計画を工夫し、その特性を生かした指導を行っていただきたい。
- 本資料のほか、『中学校教育課程指導・評価資料（埼玉県）』、『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所）』、『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（文部科学省）』を参照のこと。
- 取り上げた事例には、ICTの活用例も記載している。ICTの活用に当たっては、探究的な学習の過程において、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるように工夫すること。